

ワクチン使用等についての関係者等の主な意見

〔都道府県〕

- 1 現段階では、予防的な使用を行わないことに賛成。
- 2 朝鮮半島等の発生状況を考慮し、予防的ワクチン使用について検討すべき。
- 3 免疫獲得に約3週間を要するのであれば、制限区域内での使用は合理的でなく、区域外の清浄度の高い区域での予防的接種の方が合理的。
- 4 発生地域での接種には、相当な人員を動員する必要。
- 5 接種後のモニタリングは、清浄性確認検査と同時期に行うこととなった場合、(密集地域では)検査検体数が多量となるのではないか。
- 6 接種家きんのモニタリングは必要か。モニター鳥に異常があった場合に実施することでよいのではないか。

〔養鶏生産者団体〕

- 1 渡り鳥でのウイルスの持ち込みの可能性があるとすれば、我が国は極めて危険な状況にあり、ここ数年だけでもワクチン接種を認め、免疫力を高めるべき。
- 2 ワクチンで感染、まん延リスクは相当程度低減できるはずであり、モニタリングさえきちんと行えば、ウイルスの常在化もなく、人への感染云々はない。
- 3 発生すれば倒産すると思っているし、風評被害は抑えきれない。今後、発生させないことが重要であり、予防的なワクチン接種は不可欠。

- 4 ワクチン接種は生産者側で実施、モニタリングにも協力。何故、予防的に接種することを認めてもらえないのか理解できない。
- 5 発生してからの接種では、密集地では間に合わず、早い段階から作業面で負担の少ない育成鶏に接種したい。
- 6 ブロイラー農家や中小経営者は接種しないかも知れないが、大規模農場や密集地域だけでも打っておけば発生時の混乱は少ない。

〔養鶏関係獣医師〕

- 1 現行ワクチンの不完全な点は理解しているが、発生時の経営面の影響を考えれば、生産者の使用したいとの要望は理解。
- 2 現場でも可能な迅速診断体制の整備、より有効なワクチンの開発を急ぐべき。

高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに関する基本的見解

日本鶏卵生産者協会



I. 高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル本来の目的は予め適切に予防措置及び防疫措置を実施することにより本病の発生を未然に阻止するとともに、万一発生した場合にも迅速にこれを制圧することにより混乱を防止することにある。

従って、この観点からみると現行の防疫マニュアルではこの目的を達成することは以下の理由により不可能と考える。

記

1. 我が国における本病発生の危険性は、過去4例の発生で既に終息し、今後国としてはバイオセキュリティの強化で十分に防御できるとの前提に立っているが、この現状認識には基本的な誤りがあること。
2. 本病については基本的に
 - (1) 農林水産省の本病感染経路究明チームの報告では、過去の4例については海外からの渡り鳥により各々別個にウイルスが持ち込まれた可能性があることと結論づけられていること。
 - (2) また、本病は国際化時代においては、人・物の交流により侵入する可能性が高く国境なき伝染病の一つであること。
 - (3) アジア地域は本病の常在地帯で発生が繰り返されていることから、我が国は地理的にも極めて危険な状況にあること。
3. 防疫マニュアルの検討において、我が国の養鶏産業の立地状況及び飼育状況が全く無視されていること。茨城県、千葉県をはじめとして全国には500～1,000万羽飼養規模の養鶏密集地帯が10ヶ所以上も有り、密集地におけるバイオセキュリティの維持・強化及び緊急ワクチン接種等は極めて困難な国内情勢にあること。
4. 家畜衛生の国際機関であるOIEの見解、指摘等を見逃していること。OIEは最近における本病の世界的な発生及びこの経験を基に予防措置等を勧告しており、倫理的にも、生態学的にも、経済的にも大量殺処分による方法は、最早受入れ難く、又疾病予防のためにはワクチン接種が最も有効な手法であるとしていること。(04年4月13日～16日OIE/ブエノスアイレス国際会議等)
5. 感染経路究明チームは伝染病予防の3原則である(1)病原体、(2)感受性動物、(3)感染経路のいずれか一つまたは複数の要因を断つこととの指摘にもあるとおり、バイオセキュリティの強化とともに感受性動物対策としてのワクチンの使用を併用することにより、本病の発生防止がより一層確実となる。

II. 国はワクチンを使用しない理由とする基本認識として概ね次の3点をあげている。

1. ワクチンの使用によりインフルエンザウイルスが残り、それが人感染型に変異

する可能性があり危険であること。

2. ワクチン抗体と野外感染ウイルス抗体の区別ができないこと。
3. 現状では優良で有効なワクチンが開発されていないこと。

しかし、これらは何れも国際的な学術的水準からみて十分に説明できる科学的、技術的な根拠が示されておらず承服できるものではないこと。

(参考)

1. ワクチンの使用により本病まん延の危険性を10万から100万分の1に減少させ、環境中へのウイルス量は極端に減少することから変異ウイルスの発生する機会も大幅に減少すること。また、突然変異したインフルエンザウイルスが人に感染するという国際的・学術的データに基づく根拠が全くないこと。
2. DIVAシステムを導入することにより野外感染ウイルスとの判別は十分に可能であること。
3. 現在、国が備蓄しているメキシコ製ワクチン(平均HI価20~30倍)の使用でも香港ではDIVAシステムを導入して、このレベルでも野外では十分に有効であることは明らかであること。一方、既にアメリカ等では極めて高力価(HI価300倍以上)ワクチンが開発されており、アメリカ政府はこの備蓄の準備に入っていること。

Ⅲ. 現行の防疫マニュアルでは本病再発の危険性が極めて高く、その発生時には生産者は多大な犠牲を蒙ると同時に我が国養鶏産業は崩壊の危機に見舞われる可能性が明らかである。こうしたことにも拘らず、このような状況を想定したリスク評価を全く行わずに防疫マニュアルを作成することは単に生産者の不安を増大させるばかりである。

Ⅳ. 日本鶏卵生産者協会としての要望

1. 本病を予防するためにはモニタリングによる「感染鶏の早期発見および淘汰」を基本とし、この早期発見に努めるとともにワクチンの予防的使用を含めたあらゆる防疫措置をとる必要がある。
2. 特に、現状のアジアにおける発生状況および我が国養鶏産業の立地状況を考えるとワクチンの予防的使用なくしては再発の防止はできないと判断する。また、行政が主張するワクチンを使用した場合のリスク、デメリットとはいかなる国際的な学術水準による科学的な根拠に基づくものであるかが理解できない。従って、当面本会は本病の再発を予防するとともに、万一発生した場合に迅速に制圧し混乱をさせないために取急ぎ以下のことを要望する。
 - (1) 本会会員生産者については本会による責任管理の下にワクチンの予防的使用を認めること。
 - (2) 国の管理の下に早急に我が国におけるDIVAシステムを導入したワクチンの予防的使用体制を確立するとともに、公的なモニタリング体制を早急に確立すること。
 - (3) 本会および日本養鶏協会が実施している「鳥インフルエンザ生産者互助基金」に対して豚、牛と同様に積立金の2分の1の国による支援を行うこと。
 - (4) 行政は科学的根拠がないワクチン使用により人感染ウイルス発生の可能性があるとの風評被害を放置しないこと。